

公益社団法人神川町シルバー人材センター

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費を言い、別表2のとおりとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事は、無報酬とする。
- 3 理事長の報酬は月額とする
- 4 理事長以外の役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席するものについて、その都度日額とする。
- 5 役員には、報酬及び費用以外は支給しない。
- 6 理事長以外の理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び旅費規程に定める旅費以外は支給しない。
- 7 役員のうち地方公務員法の規定による特別職及び一般職地方公務員の身分を有する者については、第3条の規定は、適用しない。

(報酬の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬は、別表1に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする

(報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月毎翌月21日に支払う。

2 理事長以外の役員にあっては、理事会出席等の都度、支払うものとする。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行にあたって負担した費用について支払うことができる。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表2により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

第7条 報酬等及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターはこの規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事会の決議により、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

(1) 理事長	30,000 円 (月額)
(2) 理事会及び監査 (理事会等出席の都度)	3,000 円 (日額)

別表2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催会場までの距離に基づく額	
	児玉郡市内 0 円
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費